

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構の発足に当た っての要望書

2012年（平成24年）3月5日

日本弁護士連合会

株式会社東日本大震災事業者再生支援機構（以下「再生支援機構」という。）が2012年2月22日に設立され、本日から業務を開始した。2011年11月23日の株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法（以下「機構法」という。）成立以後、再生支援機構設立準備室他関係者が奔走し、急ピッチで体制や支援基準の整備が行われた。この再生支援機構に対する被災地の期待も大きなものとなりつつある。被災直後から、被災事業者を含む被災地の経済復興に強い問題意識を持ち、新たな立法の必要性を訴えてきた当連合会としても、待ち望まれた再生支援機構の活動開始を歓迎したい。

再生支援機構が成功するかどうかは、体制が適切に構築されるか、そして、運用が弾力的かつ機動的に行われるかで決まるであろう。その中でも、金融機関が再生支援機構の債権買取りに協力するかどうか、また、被災企業にニューマネーを適切に供給するかが最も重要な鍵を握っている。

機構法は、買取価格は適正な時価を上回ってはならないとしている。金融機関のモラルハザードを防ぐ趣旨である。しかし、金融機関が高い金額での債権買取りを主張するという事態は、岩手県の産業復興機構設立の際の議論でも見られた。

そもそも被災した金融機関に対しては、金融機能の強化のための特別措置に関する法律（以下「金融機能強化法」という。）の改正により公的資金の資本注入が可能になり、被災地域の地方銀行と信用金庫に資本注入が申請され実行されている。その金額は地方銀行3行に対して合計850億円、信用金庫6庫に対して990億円、合計1840億円に上っている。このように巨額の資本注入をした目的は、金融システムを守ることだけでなく、被災地域の金融仲介機能を回復することにあるはずである。すなわち、金融機関がリスクを適切にとって貸出しを積極的に行い、被災企業の再生支援を行っていくことにより、被災地域の雇用と生活を守り、復興を支援していくということこそ、資本注入の目的である。

ところが、このような趣旨を理解して金融機関が行動しているのかは疑わしい事例が報告されている。例えば、グループ補助金の交付を申請して認められた業者に対して、震災前数十年にわたって優良取引先であった業者に対

する融資を拒絶したり、また、補助金が工事完成後でないと交付されないことから4分の3部分のブリッジファイナンスを必要とする場合に、これをも断るといった事例等が報道されている。また、当連合会には、地域金融機関が、比較的被害が軽くすんだ被災企業に積極的に営業を行う一方で、より困難な状況に置かれている被災事業者には融資を断っているとの苦情も寄せられているところである。

金融機関がこのような態度をとり続ければ、再生支援機構が支援決定を行い、買取申込みをしても買取価格が低いとして応じないというケースが多数出てくるのが懸念される。金融機能強化法による資本注入は国民の税金が原資であり、また、再生支援機構の債権買取りの原資も政府保証により資金を調達するのだから、結局は国民の負担となる。金融機関は資本注入で国民の血税を使い、さらにより高い買取価格で債権を売却することで、また国民の負担により自己資本を強化することになる。しかし、買取価格が上がれば残債の金額が大きくなるから、支援対象事業者の再生は厳しくなる。金融機関が適正とされる買取価格以上の価格での買取りを主張し、また、被災企業に対する新規融資を躊躇するような行動を続けることは、一種のモラルハザードというべき事態であろう。

他方において、政府系金融機関が震災による被害を受けていない企業に対して特別貸付制度を利用して営業する例も散見され、モラルハザードであるという民間金融機関側の非難もあるようである。政府系金融機関の低利特別融資により、利益を確保できる貸出先を失った金融機関が、一層債権買取りに応じない事態を招いているとすれば、これも問題である。

このような事態を防止し、再生支援機構の下で金融機関が適正価格とされた債権買取りに応じるとともに、リスクをとりつつニューマネーの供給を被災事業者に積極的に行うように、金融庁においては適切な指導監督に努められるように切に要望するものである。

当連合会は再生支援機構については立法段階から積極的に評価し、その体制の確立と運営について支援をしてきた。今後も再生支援機構が成功し、多くの被災事業者が再生できるように、当連合会は再生支援機構に対する協力と支援を継続して行う決意である。